

吸収分割に関する事後開示書面
(会社法第 791 条第1項第1号及び第 801 条第3項第2号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

(吸収分割会社)
JNSホールディングス株式会社

(吸収分割承継会社)
ネオス株式会社

吸収分割に係る事後開示事項

JNSホールディングス株式会社（以下、「分割会社」といいます。）とネオス株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2023年3月14日に締結した吸収分割契約書に基づき、2023年6月1日を効力発生日として、分割会社の事業のうちFinTech事業（キャッシュレス決済サービス関連事業をいい、以下「本件事業」という。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行いました。会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の定めにより開示すべき事項は、下記のとおりであります。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日
2023年6月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 反対株主の差止請求について（会社法第784条の2）
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第784条の2の規定による手続は行っておりません。
 - (2) 反対株主株式買取請求手続について（会社法第785条）
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）
本件吸収分割に際して、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 債権者異議手続について（会社法第789条）
分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2023年4月28日付官報及び付電子公告において債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。
3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過
 - (1) 反対株主の差止請求について（会社法第796条の2）
承継会社の株主は、分割会社であるJNSホールディングス株式会社のみであり、同社は会社法796条の2に規定する差止請求をしなかったため、当該差止請求をした株主はおりませんでした。
 - (2) 株式買取請求手続について（会社法第797条）
承継会社の株主は、分割会社であるJNSホールディングス株式会社のみであり、同社は承継会社の特別支配株主に該当するため、会社法第797条第3項の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 債権者異議手続について（会社法第799条）
承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2023年4月28

日付官報及び同日付電子公告において債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約書に基づき、分割会社の事業のうちFinTech 事業（キャッシュレス決済サービス関連事業をいい、以下「本件事業」という。）に関する権利義務を承継いたしました。なお、本件吸収分割により承継会社が分割会社より承継した資産及び負債の額（暫定額）は、次のとおりです。

資産： 52 百万円

負債： 18 百万円

5. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

本件吸収分割における分割会社及び承継会社の変更登記申請は、2023 年 6 月 6 日に行う予定です。

6. 前各項に掲げるもののほか、本件吸収分割に関する重要な事項

分割会社は、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」（平成 12 年法律第 103 号。以下、「労働契約承継法」といいます。）第 7 条に基づき、労働者の理解と協力を得るように努め、「商法等の一部を改正する法律」（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条に基づき、労働者との協議を行い、また、労働契約承継法第 2 条に基づき、2023 年 3 月 14 日付にて労働者に対して本件吸収分割に関する通知を行いました。所定の期間内に労働者からの異議の申し出はありませんでした。

以 上

2023 年 6 月 1 日

東京都千代田区神田須田町一丁目 23 番地 1
JNSホールディングス株式会社
代表取締役社長 池田 昌史

東京都千代田区神田須田町一丁目 23 番地 1
ネオス株式会社
代表取締役社長 池田 昌史